(3)　当該認定長期優良住宅の新築又は取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうち当該認定長期優良住宅の新築又は取得に係る法第四十一条第五項に規定する課税資産の譲渡等（次号ロ(3)及び第三号イ(3)において「課税資産の譲渡等」という。）につき同項に規定する新消費税法（以下この項及び次項において「新消費税法」という。）第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額の有無

(4)　当該認定長期優良住宅の床面積（施行令第二十六条第一項各号に規定する床面積をいう。以下この項において同じ。）が五十平方メートル以上であること。

ハ　その者の住民票の写し

二　その者のその居住の用に供する家屋が法第四十一条第十項に規定する低炭素建築物に該当する家屋（以下この号において「低炭素建築物」という。）である場合　次に掲げる書類

イ　第十八条の二十一第十三項第一号に掲げる書類

ロ　その者の低炭素建築物の登記事項証明書、低炭素建築物の新築の工事の請負契約書の写し、低炭素建築物で建築後使用されたことのないものの取得に係る売買契約書の写しその他の書類で次に掲げる事項を明らかにする書類

(1)　当該低炭素建築物の新築又は取得をしたこと。

(2)　当該低炭素建築物の新築又は取得をした年月日

(3)　当該低炭素建築物の新築又は取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうち当該低炭素建築物の新築又は取得に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額の有無

(4)　当該低炭素建築物の床面積が五十平方メートル以上であること。

ハ　その者の住民票の写し

三　その者のその居住の用に供する家屋が特定建築物である場合　次に掲げる書類

イ　その者の特定建築物の登記事項証明書、特定建築物の新築の工事の請負契約書の写し、特定建築物で建築後使用されたことのないものの取得に係る売買契約書の写しその他の書類で次に掲げる事項を明らかにする書類

(1)　当該特定建築物の新築又は取得をしたこと。

(2)　当該特定建築物の新築又は取得をした年月日

(3)　当該特定建築物の新築又は取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうち当該特定建築物の新築又は取得に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額の有無

(4)　当該特定建築物の床面積が五十平方メートル以上であること。

ロ　その者の住民票の写し

4　前項第一号ロ(3)、第二号ロ(3)及び第三号イ(3)に規定する対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額（以下この項において「新消費税額等」という。）と当該新消費税額等以外の額の合計額から成る場合には、前項第一号ロ(3)中「有無」とあるのは「有無、当該対価の額又は費用の額並びに当該対価の額又は費用の額のうち新消費税額等（次項に規定する新消費税額等をいう。以下この項において同じ。）に対応する部分の額及び当該新消費税額等に対応する部分以外の部分の額」と、同項第二号ロ(3)及び第三号イ(3)中「有無」とあるのは「有無、当該対価の額又は費用の額並びに当該新消費税額等に対応する部分以外の部分の額」とする。

第十九条の十五第二項第五号中「第二十七条の二第八項」を「第二十七条の二第七項」に改め、同条第三項中「第二十七条の二第十一項」を「第二十七条の二第十項」に改め、同条第八項中「第二十七条の二第十四項」を「第二十七条の二第十三項」に改める。

第十九条の十六第一項中「、別表第七㈢、別表第九㈢及び別表第九㈣」を「及び別表第七㈢」に改める。

第二十条の六第一項中「第十五条第二号」を「第十五条第一項第二号」に改める。

第二十二条の十九の四を削り、第二十二条の十九の五を第二十二条の十九の四とする。

第二十二条の二十八中「第十五条第二号」を「第十五条第一項第二号」に改める。

第二十三条の二第二項中「第四十条の二第二項」を「第四十条の二第四項」に改め、同条第五項及び第六項中「第四十条の二第十項」を「第四十条の二第十三項」に改め、同条第七項第一号ロ中「第四十条の二第三項各号」を「第四十条の二第五項各号」に改め、同項第二号中「小規模宅地等」の下に「（次号において「特定居住用宅地等である小規模宅地等」という。）」を、「場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を、「書類（」の下に「当該被相続人の配偶者が同項の規定の適用を受けようとするときはイに掲げる書類とし、」を加え、「親族が」を「同号に規定する被相続人の親族（以下この号及び次号において「親族」という。）が」に、「ときは、」を「ときは」に、「書類）」を「書類とする。）」に改め、同号ロ中「法第六十九条の四第三項第二号に規定する被相続人の」を「当該」に改め、同号ニ中「まで」の下に「法第六十九条の四第三項第二号ロに規定する親族が」を加え、「法第六十九条の四第三項第二号ロ」を「同号ロ」に改め、同項第六号中「第四十条の二第三項」を「第四十条の二第五項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特定居住用宅地等である小規模宅地等（施行令第四十条の二第二項各号に掲げる事由により相続の開始の直前において当該相続に係る被相続人の居住の用に供されていなかつた場合における当該事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。）に限る。）について法第六十九条の四第一項の規定の適用を受けようとする場合　次に掲げる書類

イ　前号イからニまでに掲げる書類（当該被相続人の配偶者が法第六十九条の四第一項の規定の適用を受けようとするときは前号イに掲げる書類とし、同条第三項第二号イ又はハに掲げる要件を満たす親族が同条第一項の規定の適用を受けようとするときは前号イ及びロに掲げる書類とする。）

ロ　当該相続の開始の日以後に作成された当該被相続人の戸籍の附票の写し

ハ　介護保険の被保険者証の写し又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第八項に規定する障害福祉サービス受給者証の写しその他の書類で、当該被相続人が当該相続の開始の直前において介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定若しくは同条第二項に規定する要支援認定又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十一条第一項に規定する障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにするもの

ニ　当該被相続人が当該相続の開始の直前において入居又は入所していた施行令第四十条の二第二項第一号イからハまでに掲げる住居若しくは施設又は同項第二号の施設若しくは住居の名称及び所在地並びにこれらの住居又は施設がこれらの規定のいずれの住居又は施設に該当するかを明らかにする書類

第二十三条の二第八項中「第四十条の二第十三項又は第十五項」を「第四十条の二第十六項又は第十八項」に、「第四十条の二第十四項」を「第四十条の二第十七項」に改める。

第二十三条の三第一項第一号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。